

戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

令和2年3月26日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術（以下「不妊手術等」という。）を受けさせた者に対し、予算の範囲内において戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 不妊手術 猫の卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術であって、獣医師が行うものをいう。
- (3) 去勢手術 猫の精巣を摘出して生殖を不能にする手術であって、獣医師が行うものをいう。
- (4) 耳先カット手術 猫に既に不妊手術又は去勢手術がされていることを識別できるよう耳の一部をカットする手術をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、飼い主のいない猫の不妊手術等（耳先カット手術を含む。以下同じ。）に係る事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記載されている者であって、飼い主のいない猫に不妊手術等を実施するもの（当該不妊手術等について他の団体から補助金その他の補助措置を受けている者を除く。）

とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、飼い主のいない猫への不妊手術等に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業の実施に要した費用とし、飼い主のいない猫1頭につき5,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、不妊手術等の実施前に、戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る内容を審査した上で補助金の交付の可否について速やかに決定し、戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金(交付・不交付)決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の申請状況等により必要があると認めるときは、同一年度における1申請者当たりの補助金の限度額を定めることができる。

(不妊手術等の実施)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、決定通知書の交付を受けた日から起算して30日以内に、当該決定に係る飼い主のいない猫(以下「対象猫」という。)に不妊手術等を受けさせるものとする。この場合において、当該不妊手術等は、決定通知書の交付を受けた日の属する年度の2月末日までに実施されなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の規定により対象猫に不妊手術等を受けさせた日から起算して10日以内の日又は当該補助金の交付を受けた年度の3月1日のい

ずれか早い日までに、戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金実績報告書（第3号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 動物病院が発行した不妊手術等に係る領収書の写し
- (2) 対象猫の写真（耳の一部がカットされていることを確認できるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該実績報告書に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金確定通知書（第4号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、戸田市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書（第5号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 対象猫に不妊手術等を実施しなかったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第21条の規定により、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、当該請求を受けた日から起算して20日以内に交付された補助金を返還しなければならない。

（状況報告）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、

不妊手術等の実施状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。